

# 中国人移住者にとっての在留資格「技能」の特徴と役割

## —— 技能実習生との関連より ——

Characteristics and Role of "Skilled Labor" Status of Residence for Chinese Migrants;  
than in relation to Technical Intern Training.

川村 潤子<sup>1</sup>

Junko KAWAMURA

### 概要

本研究では、日本で就労する中国人の、在留資格の取得条件や滞在条件の違いから在留資格「技能」を「技能実習」と比較しながら、その特徴と役割を明らかにした。在留資格「技能」と「技能実習」を取得し来日している者の状況を比較すると、取得条件や滞在条件の違いは見出せるが、母国での属性などの状況は同質的な側面を見出すことができる。そのため、在留資格「技能実習」を取得して来日した者へのヒアリング調査を中心とし、在留資格「技能」との関係性などから在留資格「技能」の特徴と役割を明らかにした。さらに、日本における中華料理人が抱える問題、さらにその解決策を取り上げつつ、日本へ移住する中国人の諸特徴も浮き彫りにした。

キーワード：中国人移住者、在留資格「技能」、中華料理人、技能実習生、結節点

### はじめに

日本で認められている就労に関する在留資格は、2023年現在19種類におよぶ。このうち、中国人に限定し就労の在留資格の上位5位をみると、2021年現在、「技術・人文知識・国際業務」が81,221人、「技能実習」が37,489人、「技能」が15,437人、「経営・管理」が13,748人、「高度専門職」が10,309人となっている。中国人の就労資格の所持者<sup>2</sup>は約168,235人であるため、上位5位までで全体の9割以上を占めている<sup>3</sup>。これら上位5位の在留資格のちがいの詳細は次項以降で取り上げるが、本稿で主に取り上げる「技能」と「技能実習生」を中心にその違いを簡

---

1 日本福祉大学非常勤講師、名古屋大学人文学研究科博士後期課程。

2 本来であれば、就労者全体の数値を示すべきであるが、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、資格外活動許可を所持している者などを除いている。

3 出入国在留管理庁による2021年現在の状況である。

潔に述べると次のような特徴を挙げられる。

「技能」は、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「高度専門職」と同じく、「専門的・技術的分野」に該当する。いわゆる専門性が求められるとともに、それを証明するための裏付けを必要とする。これに対して、「技能実習」は、この資格の目的が、「技能移転を通じた開発途上国への国際協力」であることから明らかなように、就労（実習）を通して専門的な技能を習得することが求められる。つまり、両者は、その資格の名前に「技能」という用語が含まれ、やや紛らわしい印象を与えるが、前者は、すでに習得している技能が評価されその就労が認められているのに対して、後者は、技能を学ぶために在留資格が付与されている点に大きな違いがある。また、付随する条件をみると、「技能」は、家族滞在は認められ、永住権の申請は可能であるのに対して、「技能実習」は、それらは認められていないばかりか、その在留期間も、その大半は3年、最長でも5年であり、実習期間が過ぎれば帰国しなければならない。しかも、再入国は基本的に認められていない<sup>4</sup>。つまり、前者は就労から移住への道が開かれているが、後者は、その道が閉ざされているばかりか、労働条件は劣悪で、低賃金で就労している者が少なくない。

このように両者を比較すると、「技能実習」には多くの制限があり、特異な資格であるといっても過言ではない。しかし、在留資格者の属性だけに焦点を当てると、無論、いずれも中国人を対象とするのだが、そこに親和性、同質的な側面を見出すことが可能である。たとえば、ヒアリング調査の結果に基づけば、両者の在留資格者はともに中国の農村出身が多い（「技能」以外の「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「高度専門職」の在留資格所持者は都市出身が多く見受けられる）。また、両者の大半は来日時、日本語はほとんどできず<sup>5</sup>、学歴は総じて中学校卒業レベルによって占められている。つまり、両者の属性をみると、それほど大きな違いはない。むしろ中国において就労資格に関する情報収集を詳細に知ることができたかどうか、違いを生み出していると推測できる。

ところが、「技能実習」の在留資格者のなかには、来日して「技能」に関する情報を得て、在留資格の変更を行うケースがある。もっとも、「技能実習」は再入国が認められていないため、配偶者に「技能」の在留資格を取らせ、自身は「家族滞在」で再来日するのだが、本稿では、このような技能実習生がその生活戦略を大きく転換させるいくつかのケースを紹介する。そして、これらのケースの分析を通して、技能実習生との関わりが、「技能」の在留資格、具体的には中華料理人が他の中国人移住者にどのような役割を果たしているかということを、明らかにする。

ただし、この関わりとは、「技能」の在留資格が、他の就労の在留資格と比べると長い歴史を

4 詳細は2章で述べるが、在留資格「特定技能」が制定されたことでの変化は今後追っていきたい。

5 ヒアリング調査より、日本語検定などは受けておらず、その水準を明確にすることはできないが、おおよそ日本語検定の3級以下のレベルであると思われる。「技能実習」の在留資格所持者も、採択が決まると研修を受けることとなっておりその際に日本語教育も行われるが、「技能」の在留資格所持者と大きな差はみられない状況である。

有し、実務経験の年数を証明することができれば比較的簡単に取得できるという特殊性<sup>6</sup>に由来するものである。しかし、こうした特殊性にも関連するのだが、「技能」の在留資格には少なからず問題が存在していることも事実である。本稿では、日本における中華料理人が抱える問題、さらにその解決策を取り上げつつ、日本へ移住する中国人の諸特徴を浮き彫りにすることも一つの目的である。とくにこれまでの中国人の日本への移住・定住に関する研究は、高度専門職や技能実習生などが中心であり、いわゆる中間層<sup>7</sup>の実態が解明されていない傾向にある。つまり、本稿とは、中間層という新たな視点から中国人移住者の実態に焦点を当てるという点に意義があるといえる。

## 1. 在留資格別にみる在留資格の取得条件

本章では、「技能」と「技能実習生」についての考察を始める前提として、その他の在留資格の諸特徴を取り上げる。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、大学や専修学校などを卒業しているか、外国の文化に基盤を有する思考や感受性を必要とする業務への知識<sup>8</sup>があるかなど、学歴やそれに準じる知識、実務経験年数が定められている。具体的には、「ソフトウェアエンジニアとしてコンピューター関連サービスに従事するもの」、「研究所において情報セキュリティプロジェクトに関する開発業務に従事するもの」、「語学教師としての業務に従事するもの」などが典型的な事例として挙げられている。また、出入国在留管理庁（2022年版：入管白書）によると、在留資格「留学」から就職を目的とする在留資格変更許可の状況を見ると最も多くの留学生在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更をしている。2021年は、在留資格「留学」であった28,974人の内、24,861人（85.8%）が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更している。つまり、学歴や知識を身につけた留学生在が主に取得している在留資格であるといえる。また付随する条件をみると、家族の帯同も認められており、在留期間は在留資格及び個々の条件によって異なるが、5年、3年、1年又は3ヶ月での更新となっている。

在留資格「経営・管理」は資本金500万円以上の会社を設立すること、もしくは、500万円を事業に投資したということを証明、日本に居住する2人以上の常勤の職員が従事して営まれていることが求められる。付随条件をみると、家族の帯同は認められており、在留期間は在留資格及び個々の条件によって異なるが、5年、3年、1年、6ヶ月、4ヶ月又は3ヶ月での更新となっている。ただし、日本で生計を立てていくことに自信が持てない限り高額な投資であり、ましてや

6 別稿で明らかにする。

7 本稿における「中間層」とはこれまで捉えられてきた高度人材を高い階層と捉え、技能実習生を低い階層としたときの収入が中間に位置する者として、中華料理店店主たちを捉えた。

8 「翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務」（出入国管理関係法令研究会編 2018, p.52）とされている。

日本に入学したことがない者であれば尚更ためらう投資であろう。不慣れな外国で投資をし、「経営・管理」の在留資格を取得しようとするのはかなりハードルが高いといえよう。もっとも、「経営・管理」の在留資格は、すでに日本で就労資格を有する者からの変更は可能である。実際、筆者のヒアリング調査において中華料理人のなかにも「経営・管理」の資格を取得しているものも数は多くないが存在している。その取得状況からみると、上述したような資金が用意でき、会社に投資ができていれば「経営・管理」の在留資格の変更が叶えられている。500万円以上の投資を2ヶ月、日本に居住する2人以上の常勤の職員を雇用していることによって半年ほどで在留許可を得ているケースもある。その理由は、「技能」の在留資格は雇用される就労資格であるため、自身の店をもつことが叶えられないためである。その対処方法として、共同経営者や保証人をつけて中華料理店を実質経営している者が少なくないが、共同経営のような形ではなく、自身の店として経営していくことを望んでいる者もいるといえよう。

在留資格「高度専門職」は、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することができない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」とされている<sup>9</sup>。具体的には、「高度学術研究活動「高度専門職1号（イ）」、「高度専門・技術活動「高度専門職1号（ロ）」、「高度経営・管理活動「高度専門職1号（ハ）」の3つの分野があり、それぞれ「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目によってポイントが加算される。ポイント制は、「就労資格を取得できる外国人のなかでも特に優れた人材を優遇的に取り扱おうとする制度」<sup>10</sup>であり、ポイントが合計70点に達した場合、出入国在留管理上の優遇措置を受けることができる。また、「高度専門職1号」と「高度専門職2号」の2つの在留資格があり、ポイントが70点以上に達したものは「高度専門職1号」の資格を得ることができる。在留期間は5年認められているが、「高度専門職1号」で3年以上活動を行ったものは「高度専門職2号」の資格を申請することができる。「高度専門職2号」になると在留期間が無期限となるため、実質永住許可が認められるといえよう。また、ポイントが80点以上を有する者は、在留期間1年で永住許可申請を出すことができる（日本版高度外国人材グリーンカード）。そして、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」は、家族の帯同も認められており、配偶者はフルタイムで働くことが可能であったり、親や家事使用人の帯同も一定の条件で認められていたり、優遇措置が設けられているといえる。ポイントの取得条件をみると、若年者で高学歴な者が取得しやすいものとなっている<sup>11</sup>。

以上、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「高度専門職」の取得条件から明らか

9 平成21年5月29日高度人材推進会議報告書より。

10 法務省「高度人材ポイント制Q & A」より。

11 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格所持者のなかには、「高度専門職」となり得る条件を持った人が見受けられるが、日本に永住することまでを考えていない若年層が多く、「高度専門職」の在留資格に魅力を感じている者は多くないという状況が筆者のヒアリング調査より明らかとなっている。

ように、「技能」から「経営・管理」への変更は可能であるが、「技能」と「技術・人文知識・国際業務」、「高度専門職」との間には、その専門性、それを証明するための学歴水準などに大きな隔りがある。「技能実習」と比較すればさらに大きな差があるといえよう。このような差が、彼らの生活面における交流を阻害するものであるのかどうか、興味深い点ではあるが、それは今後の課題として、次章では、「技能」、「技能実習」の在留資格の取得条件について紹介する。

## 2. 在留資格「技能」と「技能実習」の取得条件

在留資格「技能」の制定の歴史を簡潔に、その歴史をみると<sup>12</sup>、「出入国管理令」が1951年に公布され18種類の在留資格が定められたうちのひとつとして「技能」の在留資格は定められた<sup>13</sup>。在留資格が定められる以前も、料理業、洋服仕立業、理髪業の三つは刃物を使うことからまとめて「三刀」とよばれ、多くの中国人の料理人が滞在していたとされている。ただし、在留資格が定められた際に、「三刀」のうちの料理業だけが追認され入国・在留が認められることとなる。料理業だけが認められた理由としては、日本国民の仕事を脅かすことがなく、外国の文化を取り入れる存在であったと推測することができる。「技能」の在留資格は、「特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を行うもの」とされており、在留資格が定められた当初から、料理人に関する入国の条件は「実務経験が10年以上」とされ、この条件は現在に至るまで変更がなされていない<sup>14</sup>。ただし、「技能」の在留資格の「10年以上の実務経験」という受け入れの条件は、実務経験を必ずしも厳密に審査しているとはいえず、日本に入国するために利用される余地があるものとなっていること、つまり、多様な中国人の受け皿として機能している可能性も否定し得ない。筆者の下記のヒアリング調査で詳細に取り上げるが、彼らの特徴をみると、中華料理人の大半は、学歴は総じて中学校卒業レベルが多くを占めており、日本語はほとんどできていなければならず、滞在期間が長期化しても上達している者は少ない。そして、入国時の年齢は、実務経験が10年以上あることが条件となっているため、20代後半の者が大半である。さらに、「技能」の在留資格は家族の帯同が認められているため、自身が入国した翌年に配偶者を、子弟は教育のタイミングを見計らって呼び寄せている。収入も安定しており、夫婦で月に約50万円から60万円の賃金を得ていることが多い<sup>15</sup>。

12 別稿で明らかにする。

13 1990年に「出入国管理及び難民認定法」が改正される以前は、在留資格「4-1-13（熟練労働）」とされており、改正されたときに現在の「技能」と名称を変更している。

14 料理人の入国の条件の変化はないが、料理人以外の「技能」の在留資格に関する変更はある。例えば、2004年にソムリエの受入れ条件をみると、元々は実務経験が10年以上であったが、5年以上と引き下げられていたり、2006年には航空機の操縦者に関わる就労制限が緩和されていたりとしている（法務省2004, 2006）。

15 夫婦での家族経営で、住み込みの形をとっているケースが多い。そのため、住む場所の提供を受け、夫婦で合わせた収入を得ているところが大半である。

一方、在留資格「技能実習」（以下：技能実習生）は、「1990年に拡充された研修制度が、その後在留期間の3年への延長と、研修職種の漸次的拡大によって、技能実習という新たな在留資格を必要とするまでに発展し、外国人労働者受け入れのための1つのカテゴリーとして認知された（上林 2015,p.16）」とされており、1993年に技能実習制度が創設されている。

技能実習生制度は、出入国管理在留管理庁より、「我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的」とする制度であるとされている。そのため、実習実施者又は監理団体で原則2か月間、受け入れ時に講習の実施が求められている。そして、技能実習生の受入れは、1年間のみの受け入れ（「技能実習1号」）であればどのような職種でも認められているが、3年間の受入れ（「技能実習2号」）の場合は88種161作業（2023年7月24時点）に限定されている<sup>16</sup>。なお、実習実施企業が「優良基準適合者」であれば、5年<sup>17</sup>の受入れ（技能実習3号）が可能とされている。「技能実習1号」から「技能実習2号」になるには、実技試験及び学科試験が必須とされている。試験は、不合格の場合1度だけ再試験を受けることが可能であるが、2018年版JITCO白書より、1回での合格は93.4%、2回目での合格を含めると99.7%となっている<sup>18</sup>。そのため、ほとんどの者が3年間の滞在を認められていることが分かる。そして、「技能実習3号」になるにも実技試験が設けられている。ただし、技能実習生は職種の変更や、やむを得ない事情がない限り実習先の変更は認められておらず、3年間もしくは5年間の在留の後、帰国しなければならない。しかし、近年、労働力不足が深刻な状況から2019年4月より、在留資格「特定技能」が設けられており、「技能実習2号」を修了した者は試験などが免除となり、「特定技能」の在留資格を取得することが可能となっている。そのため、「技能実習」から「特定技能」に切り替えることで、在留期間の延長が認められているようになっているといえよう。

「特定技能」の在留資格は、出入国在留管理庁より、人手不足が顕著な分野に、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人人材を受け入れるために創設されたものであるとされている。「特定技能」は、「特定技能1号」、「特定技能2号」があり、「特定技能1号」は技能水準、日本語水準を試験で合格すると、在留期間が4ヶ月又は6ヶ月、もしくは1年での更新ができ、通算5年まで更新が認められている資格である。「特定技能2号」は、技能水準の試験が合格すれば得られるとされており、在留期間の制限は6ヶ月又は1年、もしくは3年の更新があるが、制限がなく更新ができる。そして、「特定技能1号」は家族帯同が認められていないが、「特定技能2号」は可能とされている。つまり、受け入れ分野や受け入れ枠の制限はあるが、技能実習生で来日した者が「特定技能2号」の在留資格を取得することによって、本人が希望する限り日本に在留し続けることが可能となっているといえよう。なお、「特定技能1号」は家族帯同が認めら

16 「技能実習1号」から「技能実習2号」への転換は2010年に制定された。

17 計5年の内訳は、1号で1年、2号で3年、3号で2年であり、2017年に制定された。

18 2019年から学科試験の合格率は明記されていない。

ていないが、「特定技能2号」は家族帯同が認められている<sup>19</sup>。

「特定技能」の在留資格所持者に関しては今後明らかとしていきたいが、「技能実習」の在留資格所持者の実際の入国時の状況は、中国農村地域出身であり、学歴も中学校卒業レベルで、日本語もほとんどできない状況である者が多い。つまり、「技能」の在留資格所持者と似たようなものとなっている。ただし、近年「技能実習」の在留資格所持者は、ベトナムやインドネシア、フィリピンからの入国が多くなっており、中国からの入国は極めて少なくなっている。中国の経済成長に伴い、中国国内での賃金の上昇が日本への出稼ぎに魅力を感じなくなったと推測することができる。なお、本稿で取り上げる技能実習生は2000年初期に「技能実習」の在留資格が入国してきた者たちである。

### 3. ヒアリング調査より

#### (1) 調査方法・調査概略

筆者は2021年9月から現在（2023年10月末）に至るまで、東海地域の中華料理店<sup>20</sup>を中心に断続的にヒアリング調査を行っている。アイドリングタイムや営業時間後に2時間から4時間程、中国語と日本語を用いて行った。その後、店を手伝う合間や定期的に店や家に訪れたり、彼らが主催する食事会に参加したりと、プライベートな場で聞き取ったことも許可を得て、メモやICレコーダで録音をして調査を積み重ねている。そのため、調査店からのヒアリング調査の回数は数十回に及ぶ店舗が大半を占めている。調査対象店舗数は72店舗である。紙幅に限りがあるので、表一1にはその一部を取り上げている。調査対象は、中華料理店店主、店主配偶者、店主子弟、中華料理店の料理人としての従業員、中華料理店の大家、中華料理店に通う中国人客などにヒアリング調査を行った。聞き取った内容としては、日本に来るまでの中国での生活や現在の店で働くに至るまでの状況のヒアリングを行った。

本稿の目的に基づいて、在留資格「技能実習」と関係性がある、もしくは関係性があったJさんとXさんの配偶者をそれぞれJJさん、XXさんとし、Qさんを中心に上げる。JJさんとXXさんには4回、Qさんは9回、インタビューを行った記録がある。なお、括弧内の記述は筆者による補足である。

#### (2) 在留資格「技能実習」と「技能」の関連性とその相違点

本項では在留資格「技能実習」で来日をした、JJさんとXXさん、そしてQさんの事例から、

19 出入国在留管理2022年版より、2021年現在、「特定技能1号」は中国人に限らず総数は49,666人、「特定技能2号」は0人となっている。中国人に限定すると、「特定技能1号」は2019年に100人、2020年に1,575人、2021年に3,694人となっている。

20 東海地域における位置づけは川村（2023）を参照。

【表-1】調査者一覧

店主	店主来日	店主生まれた年	きっかけ	故郷	開店した年	在留資格(来日時)	調査時の在留資格	永住権	補足
Aさん	1989年	1962年	地縁・血縁	江蘇省揚州市	1999年	熟練労働	経営・管理	○	
Bさん	1991年	1957年	地縁・血縁	上海市	2005年	技能	技能	○	
Cさん	1994年	1976年	残留孤児の遺族	天津市	2008年	定住者	定住者	○	
Dさん	1997年	1959年	翰旋会社	遼寧省撫順市	2008年	技能	経営・管理	○	
Eさん	1997年	1972年	地縁・血縁	黒龍江省	2003年	留学	経営・管理	○	
Fさん	1997年	1963年	残留孤児の遺族	天津市	2020年	定住者	定住者	○	
Gさん	1999年	1959年	地縁・血縁	上海市	2007年	技能	技能	○	
Hさん	2000年	1969年	地縁・血縁	安徽省宿州市	2006年	技能	経営・管理	○	
Iさん	2000年	1974年	国際結婚	黒龍江省哈爾濱市	2016年	配偶者		○	
Jさん	2001年	1970年	地縁・血縁	台湾雲林(夫) 江蘇省呉中区(妻)	2009年	技能	技能 配偶者	○	JJさん,2004年「技能実習」で来日/2008年「家族滞在」で再入国
Kさん	2002年	1971年	地縁・血縁	遼寧省阜新市	2008年	技能	経営・管理	○	
Lさん	2003年	1975年	地縁・血縁	山東省威海市	2011年	技能	経営・管理	×	
Mさん	2003年	1979年	翰旋会社	遼寧省瀋陽市	2015年	技能	技能	○	
Nさん	2004年	1978年	地縁・血縁	山東省威海市	2014年	技能	技能	○	
Oさん	2005年	1966年	地縁・血縁	安徽省安寧市	2013年	技能	(2021年亡)	×	
Pさん	2006年	1973年	地縁・血縁	四川省成都市	2017年	技能	技能	○	
Qさん	2007年	1979年	地縁・血縁	安徽省合肥市	2016年	技能	技能	×	1990年代後半に姉が「技能実習」で来日
Rさん	2007年	1969年	地縁・血縁	天津市	—	技能	技能	○	
Sさん	2007年	1977年	地縁・血縁	黒龍江省木蘭市	2010年	技能	技能	×	
Tさん	2008年	1996年	地縁・血縁	遼寧省阜新市	2009年	家族滞在	定住者	○	
Uさん	2008年	1968年	地縁・血縁	黒龍江省齊齊哈爾市	2013年	技能	技能	×	
Vさん	2008年	1975年	地縁・血縁	大連市	2022年	技能	技能(妻:経営・管理)	×	
Wさん	2009年	1966年	地縁・血縁	安徽省安慶市	2016年	技能	技能	×	
Xさん	2010年	1976年	地縁・血縁	遼寧省大連市	2020年	技能	技能	○	XXさん,2001年「技能実習」で来日/2011年「家族滞在」で再入国
Yさん	2010年	1980年	地縁・血縁	遼寧省營口市	2022年	技能	技能	×	
Zさん	2011年	1978年	地縁・血縁	黒龍江省哈爾濱市	2020年	技能	技能	×	
AAさん	2012年	1977年	地縁・血縁	江蘇省揚州市	2015年	技能	技能	×	

出典：筆者によるヒアリング調査を基に作成

「技能」やその家族滞在の在留資格で日本に在留するきっかけとなり得たことや、その時に中華料理店がどのように関わっていたかを取り上げ、その関係性をみていく。

まずJJさん(女性:50代)は、技能実習生として来日し、現在の夫と結婚をしたことにより、在留資格を「家族滞在」に変更し再入国している。

JJ:日本に来たのは2004年。縫製工場で技能実習生として働いた。時給は400円であったが、周りの人はとてもやさしく、技能実習生として働いていた時の不満はない。技能実習生として働きだして1年目に、友だちと遊んでいるなかで、中華料理店にも行ったりとしていた。そこで今の旦那に出会った。何回かデートをして、技能実習生としてきた2年目に結婚をした。旦那はまだ早いんじゃないかって言ってたけど、「私日本に残りたいから！」って急かしたの。実習生はやりたくないけど、日本には残りたかったから。

JJさんは技能実習生として来日し、Jさんと結婚をした後に一度帰国をし、在留資格を「家族滞在」に変更して再来日している。JJさんは技能実習生として一度来日したら、もう一度技能実習生にはなれないため、他の在留資格を取る資格もなく、「家族滞在」の在留資格しか方法はないと考えていた。そのため、Jさんとの結婚を急いだという。

一方、Jさんは、元々人手不足の知人の店を助けるために料理人として、「技能」の在留資格を所持し日本に来ていた。来日当初は5年で台湾に帰るつもりでいた。しかし、交際をしていたJJさんが、自国に帰るのであれば別れるというので、帰国を諦め、日本で働き続けることを選

択したという。なお、JJさんとJさんの間には子どもが二人いて、二人とも日本で生まれている。

次に取り上げるXXさん（女性：40歳）は、自身が技能実習生と来日をしていた時には夫は中国にいたが、夫を「技能」の在留資格を取得させることでXXさんは「家族滞在」の在留資格で再入国をしている。具体的には、XXさんは、2007年に技能実習生として来日する。XXさんは大連市近郊の農村出身である。小学校の途中から学校には通っていない。裁縫が得意であったため徒弟として裁縫関係の職場で技術を磨く。数年後、部品工場で働くが、やはり裁縫の仕事に就きたいと考えるようになり、工場を辞め、自身で裁縫の店を営む。しかし、期待した程の収入を得られず、豊かな生活を求め、出稼ぎに出たいと考えるようになる。そして、大連には日本企業がたくさんあったことや、日本への憧れもあり、日本への出稼ぎを選択する。XXさんが技能実習生として来日する時には既にXさんと結婚しており、2歳の子どもがいた。Xさんと子どもを中国に残して、XXさんは来日する。来日後、技能実習生として就労した先で、精神的にとってもつらい思いをした。日本語はほとんどわからず、毎日罵倒される日々であったという。

XX：実習先から逃げ出したいと思っても、携帯電話を購入することが認められておらず、パスポートも実習先に預けさせられていたため、逃げるができなかった。だけど、「働きが悪かったら、実習期間内であっても中国に帰すからな」と脅され続けた日々はかなりのストレスであった。思ったよりも稼げないし、何よりも精神的に辛かったから、不法滞在になってもいいから、とにかく逃げ出したいと思った。本気で不法滞在になることを考えた。

XXさんは、携帯電話の購入が認められなかったため、家族や知人と連絡をとるときは、公衆電話や中華料理店の電話を用いた。ただし、国際電話であり、出稼ぎに来たのに電話代でお金を使う事はもったいないと思い、節約しながら家族に連絡をとっていた。時給は400円から500円程で、月々の収入は約8万円であったという。その内の3,000円くらいを電話代として使用しており、公衆電話で使用するテレホンカードは中華料理店に行って購入をしていた。そして、「不法滞在になっても逃げだしたい」と考えるXXさんを止めたのは、いきつけの中華料理店の店主である。

XX：不法滞在になると、今よりも苦労があるだろうし、何よりも中国には帰れなくなると思い、3年間は頑張るって耐えようと思った。でも日本での出稼ぎも続けたいと思っていた。だけど、技能実習生として一度来日すると、家族（在留資格「家族滞在」）としてしか日本に来れないという話を聞いていた。ちょうど私の場合は、旦那が中国でコックとして働いていたから、中華料理店として日本に来れるよ（「技能」の在留資格をとって）という話を、（実習先近くの）中華料理店で聞いた。

中華料理店の店主や従業員、その知人たちから、「技能」でXさんを来日させることで、再び日本での出稼ぎが可能であるという情報を取得する。このような情報を、XXさんは日本に来て1年以内には仕入れており、Xさんの「技能」の在留資格の取得への準備をはじめた。Xさんが「技能」の在留資格を得るためには、就労する中華料理店が必要となるので、その就労先を友人から紹介してもらい、紹介料として150万円を支払ったという。このお金は、XXさんが技能実習生として稼いだお金の匹敵する額であった。

そして、技能実習が終了した後、XXさんは中国に一度帰国をし、Xさんが2010年に「技能」の在留資格で来日後、XXさんも2011年に在留資格「家族滞在」で再び来日する。子どもは、2012年に呼び寄せている。その後、3店舗の中華料理店で就労した後に、永住権を取得し、現在の店を営んでいる。

次に取り上げるQさん（男性：40代）は、姉が技能実習生と来日したことが、日本で中華料理人として就労するきっかけとなっている。他にも地縁・血縁者が技能実習生であったという者が一部見受けられている。

Q：日本についてはテレビなどでよく戦争のことが放送されていたので、正直悪いイメージしかなかった。印象が変わったのは中学校に入る時に、日本についての生の（メディアに操作された情報ではない）情報が入ってきたとき。父の兄が日本で日本語学校に通っており、1度中国に帰って来たことがある。そのときに日本についての話を聞いて、憧れの地が変わった。でも、日本語学校に通うためのお金はないし、勉強をしたいわけではないので、日本に行くためにはどうしたらいいかわからなかった。それからしばらくして、確か1990年代の後半に、姉が技能実習生として日本に行った。そのときに、日本とのパイプができたと思った。

このように、日本へ行くためのパイプができたと考えたQさんは、姉に何とかして日本で働く術はないかということを知っていたという。

Q：私はひたすら姉にどうにかして日本で働けないかを問い詰めていました。そうしたら、私は中国でコックとして働いていたから、コックとして来日できるよという話をしてくれた。姉は技能実習生だと月3,000元（約6万円）もらえるといっていた。そのとき中国では都市でも月1,000元くらいだったと思う。2003年に私は地元（安徽省で）にいて、もらっていた給料は月200元から300元だったので、稼げるなら（日本に）行きたいと思った。それに日本は憧れの地であったので、（姉の話をきいて）行ってみたい！という気持ちが強くなった。

Qさんは昔から憧れていた日本に行きたいと考えていたが、勉強をしたいわけではないため、「留学」の在留資格でもなく、他の就労資格を得ることも難しいと考えており、半ば日本へ行くことは諦めていた。ところが、姉が技能実習生として日本にいったことで、Qさんが日本に行く

ための情報を仕入れてもらうことになる。Qさんの姉は技能実習生として、月3,000元（約6万円）の給料だという話も聞いており、もっと稼げる方法で日本に行きたいと思っていた。そして、Qさんは高校を卒業しているが、17歳頃から料理人として働いていたため、「技能」の在留資格を得ることできるとことを、姉を通じて知る。その後、「技能」の在留資格の申請を出し、資格を取得した。それが、2007年のことで、娘が生まれて15日後であったが、すぐに来日したという。妻は2008年に来日するが、娘は中国にいる親に預けてきた。その後、息子も生まれるが中国で産んでおり、妻は日本と中国を行ったり来たりとしていた。2019年に2人の子どもが小学校、中学校にそれぞれ上がるタイミングで日本に呼び寄せている。

これらの3店舗の店主やその配偶者の事例から、次の3点を指摘することができる。

第一に、「技能」の在留資格は、中国での料理人としての実務経験が10年以上あることを証明することができれば取得できている。「技能」の在留資格を取得する際に、日本語能力試験が課せられることはなく、学歴なども求められていない<sup>21</sup>。ただ、「実務経験が10年以上」あるということが求められているに過ぎない。そのため、表1の店主やその配偶者は、実務経験とそこで培われた料理の腕前（技能）を持って来日している状況であるといえよう。ただし、得られている収入は、技能実習生と比較をすると大きな差がある。ヒアリング調査からわかった技能実習生の給料は、月約6万から8万である。それも週に一回の休みで、9時から20時まで働いていたという<sup>22</sup>。これらの彼らの就業時間に関する発言からも、日本での最低賃金が支払われていないことがわかる。つまり、技能実習生の雇用においては日本の法律上違法である実態が横行しているといえよう。一方、「技能」の在留資格を夫が取得できると、就労時間も減り、一定程度の給料が得られている。中華料理店での売り上げはコロナウイルス感染症の影響で大きく減少しているものの、表1の店の売り上げは、月90万円から180万円程度である<sup>23</sup>。雇われている場合の給料はそれほど多くはないが、それでも夫婦で月約54万円（Yさん。住宅費込み）の給料を得ている<sup>24</sup>。この給料の額からも、技能実習生と「技能」の在留資格では給料に大きな差があるこ

21 在留資格の「高度専門職」は学歴がポイント加算につながり、「特定技能1号」を取得するためには日本語能力試験の4級以上が求められたりする。

22 JJさんもXXさんも給料は少なかったが、残業をすることに対しては、残業代が稼げるので不満はなかったと話す。

23 Nさんの店はコロナウイルス感染症の前は、ランチで一日13万円程売り上げがあったこともあり、多い時は月300万円くらいの売り上げがあったという。ただし、コロナウイルス感染症の影響で月100万円ちょっとになってしまったという。Nさんの店以外でもコロナウイルス感染症の影響で大きく売り上げは減少している状況が見受けられる。なお、2023年3月の売り上げが約350万円であったと語る表1のVさんもあり、コロナウイルス感染症の影響が小さくなってきている状況に変化してきている（2023年4月時点）。

24 コロナウイルス感染症の影響で給料が下げられていることもあるが、近年、料理人が不足していると表1の店主たちは口をそろえて話す。なお、店長が料理長に支払う給料の相場は月40万円というような状況になっており、料理人の取り合いになっている。

とがわかる。つまり、「技能」の在留資格は、一定程度の収入を得られる資格であるといえよう。そして、「技能」の在留資格所持者の収入は、「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること〔法務省入国管理局監修 1990：30〕」とされており、2007年の「出入国在留管理」においても、在留資格「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「技能」所持者に対して、安定的地位を付与することが示されている。実際に夫婦で54万円という額でも、日本の平均収入以上あることがわかる。「技能」の配偶者は家族滞在であるため、一週間に28時間以上は働けない。そのため、「技能」の配偶者は月々10万円以下が平均の所得で、「技能」所持者である料理人はその残りの額の40万円程度であると考えられる。そのため、年収は約480万円であると推測される。この収入から、日本の平均年収は国税庁によると2021年現在、443万円以上であるため、「技能」の在留資格の給料は平均以上であることがわかる。そのため、上述したように、学歴や日本語があまりできない中国人が、ある一定程度の収入を得られる資格、日本で就労するための在留資格となり得ている。

ただし、「技能」の在留資格と「技能実習」の在留資格所持者の状況を比較すると、料理人としての実務経験や腕前（技能）があるかないかという点では大きな差はあるが、その他では大きな差が見受けられない。たとえば、日本語を話すことができない状況や、学歴が小学校・中学校卒業程度であるということ、また中国の農村戸籍を所持しているという点など、共通している点が多く見受けられる。そして、このような「料理人としての実務経験」は、入国時に厳密な審査がなく、実務経験がない人に利用される余地も残る<sup>25</sup>。そのため、「技能」の在留資格は日本に入国、就労するために利用される可能性があり、単純労働者を受け入れかねない可能性を否定できないものともなり得ている。

第二に、「技能」の在留資格所持者は家族を帯同しているということである。多くのケースは、「技能」所持者来日後の一年後に配偶者を呼び寄せ、子どもは、学校の進学タイミングを見計らって来日させている。一方、「技能実習」は家族帯同が認められていないため、収入や待遇に加え、ここでも在留資格においては違いがある。なお、呼び寄せられている子弟の詳細は別稿に譲るが、来日後、その子弟の多くは大学、さらに大学院に進学をしたり、就職をし、20代前半で年収600万円を得ていたりしている者がいたり、筆者のヒアリング調査によると、比較的高学歴・高収入を得ている傾向が見受けられている。そして子弟が、中華料理店を継ぐということはほとんど見受けられていない状況である。このような傾向は、中華料理店の従業員の枠をあげることに伴って、新しい「技能」在留資格者を呼び寄せる機会を生み出している。また、中華料理店は、店の規模や売上げに応じて、「技能」在留資格者の雇用人数が決められているという<sup>26</sup>。そのため、子弟が店を受け継がない、料理人にならないというのは、新しい「技能」の在

25 表1の者たちは正規のルートで入国してきている。

26 筆者のヒアリング調査より、また、近年ネパールからの「技能」の在留資格所持者の入国が増加している。特に2017年に急激に減少し始めているネパール人であるが、2018年の入管白書「出入国在留理」

留資格者と呼ぶことができることにも繋がっていると捉えることができる。

第三に、「技能」の在留資格者は、料理人という縛りはあるものの、職場の変更は自由にでき、どの中華料理店でも働くことが可能である。つまり、「技能」の在留資格所持者は、店のオーナーや従業員など人間関係でトラブルが発生したり、店の売り上げが悪い立地であると感じたりした時には、自身の意思で店を移動することができる。その一方、技能実習生は、近年見直しがされ始めているが実習先を変更することは認められていない。一部、管理団体や受け入れ企業が倒産など、技能実習の実施の継続が困難となった場合には実習先の変更が認められることがあるが、基本的には受け入れ先の変更はない<sup>27</sup>。ただし、「技能」の在留資格所持者は、「雇用される滞在資格」であるという点、永住権がなかなか取得できていないという点に、大きな不満を抱えている者が少なくない。このように、「技能」の在留資格が抱える問題を次項で取り上げる。

### (3) 在留資格「技能」の限界

在留資格「技能」の限界を簡潔に述べれば、それは、彼らの希望が自分たちで叶えられる資格ではないという問題である。彼らの希望とは、自身の店を経営することであり、それが実現できないことは大きな不満に繋がっている。この不満の要因とは、「技能」の在留資格では、融資を受けることができず、自身の店を持つための道が閉ざされている。とくに「経営・管理」の在留資格に変更するまでの財力がない彼らは、「技能」の在留資格を更新して、つまりその身分は中華料理人の従業員として滞在している者が多い。しかし、自身の料理の味を提供したいと考えている者や、自身の店を持ちたいと希望する者は少なくない。そこで、彼らは、保証人、共同経営者を探し、実質の経営者となり得ている状況が生まれている。保証人や共同経営者には、永住権を取得している者や、「経営・管理」の在留資格を所持している者、そして、「中国帰国者」(残留孤児)の存在が深く関係している。とくに中国帰国者は、日本人と同じように、融資を受けることができ、また、来日した当初、中華料理店で働いていた経験者も多く、中華料理店の経営に大きく影響を与える存在である<sup>28</sup>。そのため、保証人や共同経営者として中国帰国者を据えるケースは珍しくない。そして、「技能」の在留資格所持者が、実質の経営者となり得ているような状況が生まれている。つまり、自身の店を経営したいという希望は、永住権が取得できるまでなかなか叶えることはできず、彼らはその手段を中国帰国者や永住権取得者などに依存している。言

---

において「偽装滞在者の在留資格取消事例」というコラムが掲載されており、インド人やネパール人の料理人が違法に入国してきていた、多くの料理人を一店舗で雇用していた、という事案が取り上げられている。そのため、新規入国者のなかには、身分を偽ったりする者の割合も増えてきたのではないかということが推測され、インドやネパールからの入国が厳しくなったと考えられる。中国人の「技能」の在留資格所持者の入国が増えるなかでも、このような事例はあったと考えられるため、今後このような動向も注視していきたい。

27 職種は変更することができないとされている。

28 中国帰国者が中華料理店に与えている影響や中国人の商習慣に関しては別稿に譲る。

い換えれば、「技能」の在留資格は永住権が取得できるまで、中華料理人という縛りから解放されることがない。つまり、「技術・人文知識・国際業務」や、「高度専門職」の在留資格は職場の変更に加え、職種の変更も認められており、「経営・管理」の在留資格も自身の企業の経営にある程度の自由が認められているものとなっているが「技能」とは、この点において、職種を変更することが認められていない「技能実習」の在留資格と同様に、制度上多くの制約があると指摘することができる。

ただし、自身の店を持つことができないという在留資格の問題は、彼らが他者に依存しなければならないという状況を生み出している。紙幅に限りがあるので本稿では取り上げないが、中華料理店が日本に滞在する中国人の情報源となり、人々が集まる場所となるという側面も指摘することができる。このように「技能」の在留資格所持者たちが経営する中華料理店には様々な在留資格所持者たちが集う場所にもなっており、人々の交流の場、生活するための手段を探す場、つまり、結節点ともなり得ているといえよう。

## おわりに

本稿においては、東海地域に点在する中華料理店へのヒアリング調査を基に下記のことが明らかとなった。

第一に、「技能」の在留資格は10年以上の実務経験を持っていることが在留資格取得の条件として挙げられているが、実務経験が証明できれば比較的誰もが取得できるようになっているのが実態である。彼らは料理人としての腕前（技能）はあるが、他の就労の在留資格所持者と比較すると、学歴はそれ程高くはなく日本語があまりできないという特徴がある。そして、似たような特徴の在留資格所持者として、「技能実習」を所持する技能実習生が挙げられ、「技能」の在留資格所持者との関りが技能実習生の在留資格の転換に繋がっている状況が見受けられる。技能実習生として来日するまでは、出稼ぎの方法として「技能」の在留資格があることを知らなかったが来日をきっかけとして、家族や同郷の者を「技能」の在留資格で日本に呼んでいる。こうした傾向は、中華料理人の子弟が、親の店を継がないという状況を背景として、空いた店舗を中心に「技能」の在留資格所持者の入国を促進したといえよう<sup>29</sup>。

第二に、「技能」の在留資格所持者が実質経営する中華料理店は技能実習生に限らず、国際結婚をして日本に滞在している者、就労している者たちなど、在留している中国人の結節点となり、一つの溜まり場となっている。そして、情報も集積され、日本に在留する中国人たちの情報源ともなっている。さらに、雇用を生み出していたり、新たに来日したい中国人の就労場所とも成り得ていたりする。また、「技能」の在留資格が抱える問題、つまり、彼らの「自身の店を持

---

29 ただし、中国の経済成長も著しいため今後どのように「技能」の在留資格所持者が推移するかは追っていきたい。

ちたい」という希望に沿えていないがために、永住権取得者や中国帰国者などが保証人や共同経営者となり、「技能」の在留資格者が実質の経営者となり得ている状況をも生み出している。そして、中国人たちの商習慣に基づいて<sup>30</sup>、これまで中華料理店が経営されてきている状況が見受けられるがこれらの詳細は別稿で明らかとする。

第三に、中国人が料理人として海外で就労するケースは必ずしも日本に限ったことではない。世界の各地で就労する状況はすでに山下（2019）<sup>31</sup>や岩間（2021）<sup>32</sup>などの研究からも明らかにされている。そして、日本においても中華料理人として参入するための手段として、地縁・血縁者に依存するなど、海外での就労するケースと同様な状況があることが明らかとなった。ただし、日本以外の地域との違いとしては、現時点で二つ挙げることができる。

まず一つは、本調査において、中華料理人たちが口にしていた保証人、共同経営者となり得ている存在としての中国帰国者の存在がある。これは、日本の戦後処理の影響が大きいのではないかと考えている。繰り返し述べてきたように、「技能」の在留資格者は融資を受けることができないため、中国帰国者たちがその経営に関わっている事実が明らかとなった。さらに、東海地域における名古屋市周辺には、中国帰国者やその親族たちが経営している中華料理店が多く存在していることも、筆者の調査より明らかとなっている<sup>33</sup>。詳細は別稿に譲るが、彼らが経営する店で「技能」の在留資格者所持者が従業員として雇われていることや、保証人・共同経営者として名前を連ねていることから、日本に移住・定住する料理人と日本の戦後処理の問題は大きく関わっているとみえる。

そしてもう一つは、中華料理人としての在留資格を得るための資金が他地域と比較して安価であるという点を指摘できる。筆者のヒアリング調査より、2007年の時点で、オーストラリア、アメリカであれば10万元、日本は3万5千円の初期費用が必要であることが在留資格取得時に告げられていると話す者が数名いた。「技能」の在留資格は自身で申請してきた者はほとんどいないため、仲介業者や知り合いに頼んでいるというケースが大半である。そのため、「技能」の

---

30 保証人や共同経営者という存在を自分たちでつくっている状況に加え、店の売買では次のような事例が多数見受けられた。日本では、店舗物件（土地を含め）を所有していない場合、店舗の所有者である大家との賃貸契約が結ばれるのが一般的である。ところが、中国人同士で中華料理店を受け渡す場合、大家との賃貸契約のほかに、当事者間において、権利金として数百万円のお金が動くことが常態化している。これは、中国でしばしば見受けられる「転包」という商行為に近く、いわゆる経済学者である柏祐賢、加藤弘之、原田忠直らによって指摘されている中国の伝統的商習慣である「包の倫理的規律」に基づく行為といえる。もっとも、この中華料理店にみられる商習慣に関しては、まだ不明瞭な点は多く、今後、経済学者が明らかとした「包」の経済秩序と比較検討しつつその実態を明らかとしたい。

31 中国料理店の経営は華人の代表的な職業の一つであることを指摘している。

32 中国料理が世界に広がる歴史を明らかにするなかで、どのように中国人が関わり、政府や企業が関わってきたかを示している。

33 名古屋市周辺には中華料理店以外にも、フィリピンバブや韓国料理、ベトナム料理店が集積している地域である。筆者はこの地域を〈新栄エスニックタウン〉として調査を進めている（筆者2023年）今後さらに、この地域の特徴を明らかにしていきたい。

在留資格所持者は彼らに初期費用を払ってきている状況であるが、他地域との価格の差から料理人としての待遇が違ふことが推測される。今後、他地域と日本の在留資格の違いを明らかとしていきたい。

このように、本稿では特に、「技能」の在留資格と「技能実習」との関係から、来日する中国人たちにとっての「技能」の在留資格の役割を明らかとした。そして、同時に、「技能」の在留資格所持者たちが携わる中華料理店の結節点としての役割も明らかとなった。もっとも、こうした本稿において中間層ともいえる中国人就労者の実態のすべてが明らかになったわけではない。そのため、今後も「技能」の在留資格所持者たちを中心として、調査を進め、その実態解明に努めたい。

#### 参考文献

- 井口泰, 曙光, 2003, 「高度人材の国際移動の決定要因—日中間の留学生移動を中心に—」『経済学論研』57巻3号, 101-121.
- 岩間一弘, 2021, 『中国料理の世界史—美食のナショナルリズムをこえて』慶応義塾大学出版会.
- 郭笑蕾, 2019a, 「中間層家庭出身の女性の国際移住における移動経験のあり方: 日中国際結婚移住女性の語りから」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』No.87, 37-50.
- 郭笑蕾, 2019b, 「国際結婚女性のライフコースに関する考察: 日中国際結婚した高学歴女性へのインタビューから」『三田社会学会』No.24, 66-82.
- 柏祐賢, 1947, 『経済秩序個性論』人文書林.
- 加藤弘之, 2013, 『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』NTT出版.
- 加藤弘之, 2016, 『中国経済学入門——「曖昧な制度」はいかに機能しているか』名古屋大学出版会.
- 川村潤子, 2023, 「中国人移住者の中間層に関する研究—東海地域の中華料理店店主を中心に」『名古屋大学人文学フォーラム』第6号, 119-134.
- 上林千恵子, 2015, 『外国人労働者受け入れと日本社会—技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会.
- 公益財団法人 国際人材協力機構編, 『外国人技能実習・特定技能・研修事業 実施状況報告 JITCO 白書』2018年版, 2019年版, 2020年版, 2021年版.
- 島村恭則編, 2013, 『引揚者の戦後』関西学院大学先端社会研究所.
- 総務庁行政監察局編, 1992, 『国際化時代 外国人をめぐる行政の現状と課題 総務庁行政監察局の実態調査結果』大蔵省印刷局.
- 田嶋淳子, 1995, 「日中間における国際人口移動と社会的ネットワークの形成過程」『淑徳大学研究紀要』30巻, I号, 187-208.
- 田嶋淳子, 2009, 「中国系移住者の移住プロセスとボランティア・アソシエーション」『法政大学社会学部学会』55巻, 4号, 113-137.
- 田嶋淳子, 2011, 「中国系移住者とチャイナタウンをめぐる一考察: 吳景超『唐人街』(1928)から考える」『社会志林』57巻4号, 143-158.
- 坪谷美欧子, 2008, 『「永続的ソジョナー」中国人のアイデンティティ』有信堂高文社.
- 佟岩, 浅野慎一, 2001, 「縫製業の中国人技能実習生・研修生における日本語習得と社会的諸関係に関する実証的研究 (1)」『神戸大学発達科学部研究紀要』第8巻第2号, 183-213.
- 西野真由, 2020, 「海を渡った農民工—中国からの技能実習生派遣システムを中心に—」『中国21』東方書店, 171-190.

- 原田忠直, 2010, 「民工と自由—管理体制の外側の自由, そして, 民工の未来—」『日本福祉大学経済論集』第41号, 111-139.
- 原田忠直, 2011, 「柏史観と「包」の倫理規律」『日本福祉大学経済論集』第43号, 1-33.
- 原田忠直, 2012 「中国・高校生の「希望」と学力差の関係性について—江西省T市及びY県の高校生に対するアンケート調査結果より—」『日本福祉大学経済論集』第44号, 1-23.
- 原田忠直, 2020, 「中国における農地の「集団所有」と「包」についての一考察」『日本福祉大学経済論集』第60号, 21-42.
- 原田忠直, 2020, 「中国における市場の「自由」と「包」についての一考察」『現代と文化: 日本福祉大学研究紀要』第40号, 1-20.
- 法務省入国管理局, 1959, 『出入国管理とその実態』.
- 法務省入国管理局監修, 財団法人入管協会編, 1990, 『ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内—外国人の在留資格一覧』日本加除出版株式会社.
- 出入国管理関係法令研究会編集, 2018, 『ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内—外国人の在留資格一覧』日本加除出版株式会社.
- 出入国管理法令研究会編著, 2021, 『入管関係法大全—立法経緯・判例・実務運用—2. 在留資格』日本加除出版.
- 出入国管理法令研究会編著, 2022, 『入管関係法大全—立法経緯・判例・実務運用—3. 技能実習法 4. 特定技能』日本加除出版.
- 見田宗介, 栗原彬, 田中義祐, 1994, 『社会学辞典』弘文堂.
- 山下清海, 1979, 「横浜中華街在留中国人の生活様式」『人文地理』第31巻第4号, 33-50.
- 山下清海・小木裕文・張貴民・杜国慶, 2013, 「ハルビン市方正県の在日新華僑の僑郷としての発展」『地理空間』6巻(2), 95-120.
- 山下清海, 2016, 『新・中華街—世界各地で〈華人社会は変貌する〉』講談社.
- 山下清海, 2019, 『世界のチャイナタウンの形成と変容—フィールドワークから華人社会を研究する』明石書店.
- 陸麗君, 2016, 「華人・華僑の移住と同郷的なネットワーク: 関西の福清籍華人・華僑を中心に」『評論・社会科学』119号, 63-79.

#### 参考・引用ホームページ

出入国在留管理庁 入管白書「出入国在留管理」2022年版.